
プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **比較情報の開示**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**比較情報の開示**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 8 項参照）。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

- (1) 当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準に別段の定めがある場合を除き、原則として、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。
- (2) 当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準に別段の定めがある場合を除き、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用であるときには、原則として、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを追加して、次のことを定める。

- (3) 本項(1)及び(2)のいずれの場合においても、サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを求める法令が、前期に係る比較情報を開示することを禁止しているか、開示しないことを容認している場合、これを開示しないことができる。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、比較情報の開示について定めている（和訳は事務局による仮訳）。

70 **Unless another IFRS Sustainability Disclosure Standard permits or requires otherwise, an entity shall disclose comparative information in respect of the preceding period for all amounts disclosed in the reporting period. If such information would be useful for an understanding of the sustainability-related financial disclosures for the reporting period, the entity shall also disclose comparative information for narrative and descriptive sustainability-related financial information (see paragraphs B49–B59).**

他の「IFRS サステナビリティ開示基準」においてそうしないことが容認又は要求されている場合を除き、企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。また、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報が、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用である場合、企業は、これを開示しなければならない（B49 項から B59 項参照）。

71 Amounts reported in sustainability-related financial disclosures might relate, for example, to metrics and targets or to current and anticipated financial effects of sustainability-related risks and opportunities.

サステナビリティ関連財務開示において報告される数値は、例えば、指標及び目標、又はサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される財務的影響に関連する場合がある。

事務局による分析

5. 比較情報は、当期の開示において報告された情報に対応する、前期に係る情報である。比較情報の開示を求める定めについては、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点を認識していないため、原則として、IFRS S1 号の定めを取り入れることが考えられる。
6. 一方、当委員会は、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置きつつも、これに限らず、例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、非上場会社や上場準備会社などが、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも適用可能な基準を開発する方針としている。
7. 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを求める法令が、前期に係る比較情報を開示することを禁止しているか、開示しないことを容認している場合には、当該法令の趣旨に反して比較情報の開示を求めることは適切ではないため、例外として、前期に係る比較情報を開示しないことができる旨を定めることが考えられる（現時点でそのような法令は認識していないものの、例えば、会社法における計算書類のような、単年度の開示のみを求める法令において、サステナビリティ関連財務開示が当年度に関してのみ求められる場合が考えられる。）。

(事務局による提案)

8. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定めることが考えられるかどうか。

(1) 当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準に別段の定めがある場合を除き、原則として、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。

(2) 当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準に別段の定めがある場合を除き、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用であるときには、原則として、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない。

また、日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めに追加して、次のことを定めることが考えられるかどうか。

(3) 本項(1)及び(2)のいずれの場合においても、サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを求める法令が、前期に係る比較情報を開示することを禁止しているか、開示しないことを容認している場合、これを開示しないことができる。

文案

9. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- (1) 当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準に別段の定めがある場合を除き、原則として、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。
 - (2) 当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準に別段の定めがある場合を除き、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用であるときには、原則として、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない。
 - (3) (1)及び(2)のいずれの場合においても、サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを求める法令が、前期に係る比較情報を開示することを禁止しているか、開示しないことを容認している場合、これを開示しないことができる。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上